

スターライト☆フェスタ出店に係る同意事項

★下記事項に同意いただける方のみ、出店をお申し込みください。

1. 出店者の決定につきましては、申込受付順とさせていただきます。
※定数となり次第、募集は終了いたします。
2. 許認可等を要する場合は、各自の責任において事前に関係機関へご確認の上、対処してください。
 - ①酒類販売は税務署（銚子税務署 銚子市栄町2丁目1番地1号 電話：(代)0479-22-1571)
 - ②食品販売は保健所（海匝保健所 匝瑳市八日市場イ 2119-1 電話：(代)0479-72-1281)
 - ・現地で食品を調理加工し販売をする方は「営業所所在地が県内一円となっている営業許可証」が必要で1品目までです。また販売品目についても制限があります。ご不明な点は直接、保健所までお問い合わせください。
 - ・海匝保健所へ出店計画書・検便検査結果・営業許可証等を主催者が一括して提出することが義務付けとなっていますのでご協力をお願いします。
 - ・衛生管理の徹底をお願いします。万が一食中毒等の事故や苦情等が発生した際は一切の責任を負っていただきます。
3. 出店場所につきましては、主催者側で決定させていただきます。
4. 火気を使用する場合は、必ず消火器の設置をお願いします。当日、消防署の立ち入り検査があります。
 - ・発電機使用の場合も消火器の設置が必須です。
 - ・万が一、来場者等に怪我等を負わせた場合は一切の責任を負っていただきます。
5. 電源の用意は必ず各自でお願いします。他の設備等から電源を借用することは禁止します。
6. 当日、会場内への車両での乗り入れについては、規制時間を設けます。出店の準備や撤去の際、会場内に車両で乗り入れる場合には規制時間外にてお願いします。
7. 暴力団排除条例に該当する方は、出店できません。
8. 関係者や来場者に不快感を与えるような行為を行うなど、運営上支障をきたすと判断した場合は出店をお断りいたします。
9. 法令や法規を遵守し、当会からの協力依頼、指示には従っていただくことをご了解いただいた上でお申し込みください。万が一、従わない場合は出店を取り下げていただきます。また今後、当団体の主催する出店についてもご遠慮いただきます。その場合に発生した損害については一切の責任を負いかねます。
10. 来場者や出店者の皆様が気持ちよく参加できるように努め、問題が発生した際は誠意をもって問題解決に努めてください。